

令和5年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策室

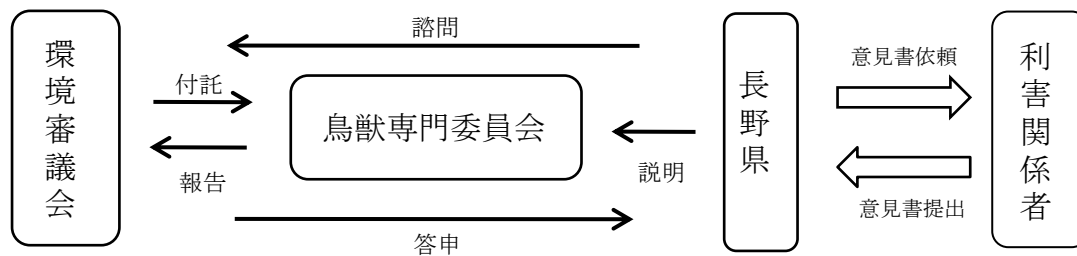
1 鳥獣保護区等の指定一覧

第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年4月1日から令和9年3月31日）に基づき、以下のとおりとする。

名称 区分	再指定 戸隠山 鳥獣保護区特別保護地区	再指定 北大塩 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く)
所在地	長野市、信濃町	茅野市
再指定の趣旨	戸隠山鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するもの。	北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域内で特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。
面積 (ha)	187	800
指定期間	R 5. 11. 1～R 15. 10. 31 (10年間)	R 5. 11. 1～R 10. 10. 31 (5年間)
根拠	法第29条第4項	法第12条第6項

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

4 (1) 指定の流れ



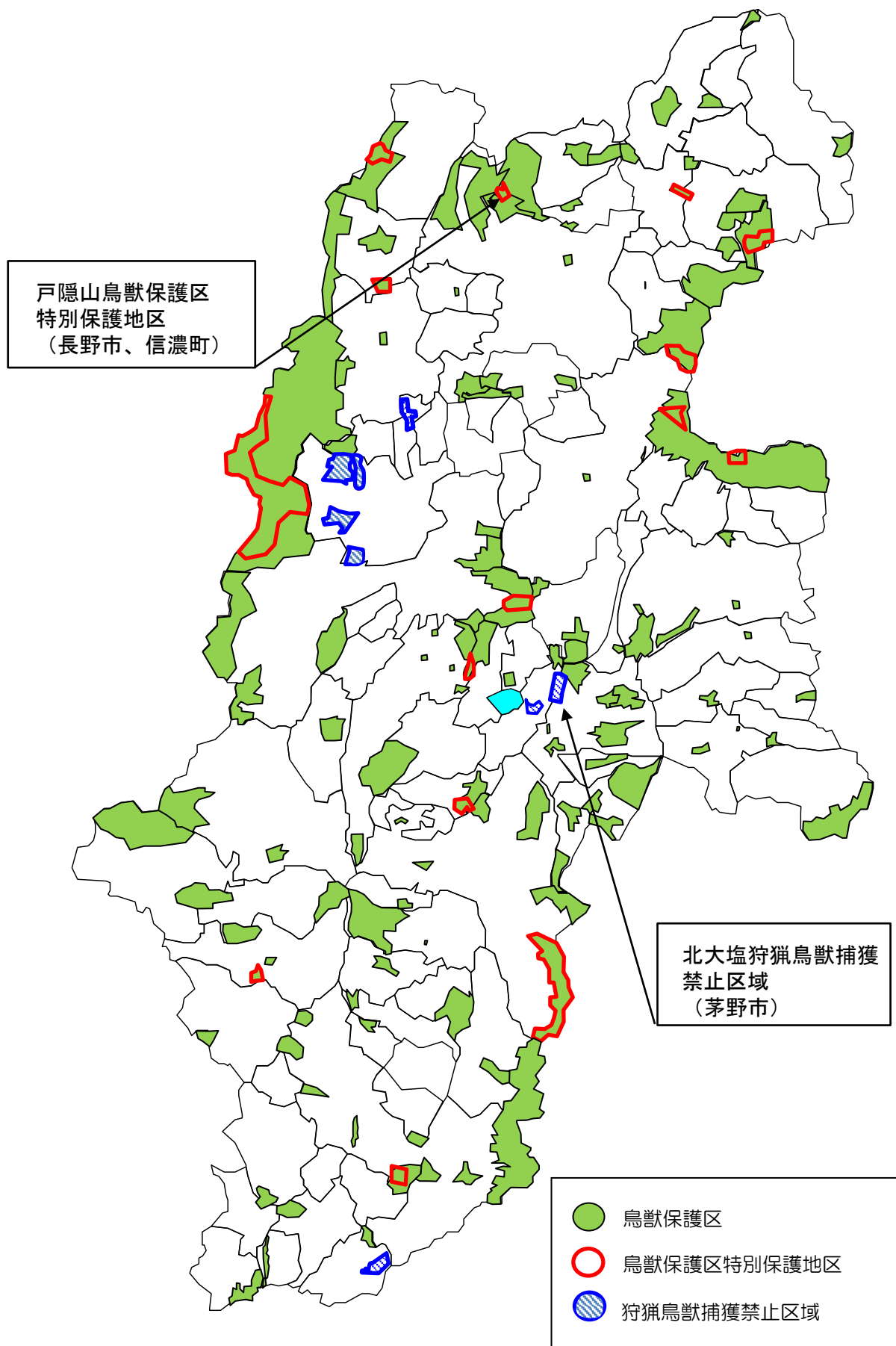
(2) 指定のスケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会			● 諮問				● 答申	
鳥獣専門委員会					● 現地検討			
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

令和5年度鳥獣保護区等指定計画位置図



戸隠山鳥獣保護区特別保護地区の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

戸隠山鳥獣保護区

(2) 特別保護地区の区域

戸隠山鳥獣保護区のうち、長野市戸隠地区字汪峰地籍の戸隠山国有林と民有林の境界標柱庚 29 を起点とし、同境界を南西進し、同国有林と戸隠神社有地の境界線との交点に至り、同点から逆サ川を南西進し、同川と森林植物園に至る歩道との交点に至り、同歩道を南西進し、北信森林管理署所管第 1046 林班へ小班とロ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヌ小班とト小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ソ小班とレ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班カ小班とワ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ツ小班との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヨ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、同林班タ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、国有林と民有林の境界標柱庚 70 に至り、同点から同小班界を南東進し、境界標柱庚 108 に至り、同点から戸隠神社奥社山道を横断して同境界標柱 47 に至り、同点から同境界を北西進し、第 1028 林班と小班界との交点に至り、同点から同小班界を北東進し、同小班ヌ小班とト小班の林班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、同林班ハ小班とニ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、国有林と民有林の境界標柱庚 3 に至り、同点から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積約 187 ヘクタール)

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで (10 年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

戸隠山鳥獣保護区は、長野市北西部にある戸隠山、飯縄山及び上水内郡信濃町の黒姫山に囲まれた区域で、ブナ・ミズナラ等の天然広葉樹及びモミ・ツガ等の針葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類を始め多様な鳥獣が生息している。特に、当該鳥獣保護区の中でも戸隠森林植物園周辺の区域は鳥類の種類が豊富で、

野鳥観察会などが頻繁に行われており、鳥獣保護思想の先進的地域である点からも特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は戸隠山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係自治体、地域住民などと連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 187 h a

内訳

ア 形態別内訳

林 野 187 h a

イ 所有者別内訳

国有地 174 h a

{	国有林	{	林野庁所管	174 ha	{	制限林	174 ha	{	保安林	174 ha	(水源かん養、保健保安林)
			普通林			砂防指定地			— ha		
			文部科学省所管	— ha							
			(以下所管省庁別に記載)								
			(国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載))								

市町村有地等 — ha

私有地等 13 ha

公有水面 — ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 (妙高戸隠連山国立公園)	187 ha	}	特別保護地区	— ha
			特別地域	187 ha
			普通地域	— ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長野県長野市北西部及び上水内郡信濃町西部に位置し、妙高戸隠連山国立公園として指定されている。

イ 地形、地質等

戸隠山、飯縄山及び黒姫山に囲まれた標高 960 メートルから約 2,000 メートルに至る斜面であり、特に戸隠山東面は急峻な地形となっている。

ウ 植物相の概要

ブナ、ミズナラ等の広葉樹、モミ、ツガ等の針葉樹などが豊富である。

エ 動物相の概要

鳥類は、イヌワシ、オオタカ、シジュウカラ類、オオルリ、シロハラ、猛禽類等をはじめ多くの種類が生息している。

獣類は、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類から、ニホンザル、キツネ、ニホンリスなどの中小型獣類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類（主なもの）

○イヌワシ(天然記念物)、○オオタカ、キジバト、アリスイ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヒヨドリ、モズ、ミソサザイ、アカハラ、ウグイス、キビタキ、エナガ、ヒガラ、キバシリ、クロジ、アトリ、イカル、ハシブトガラス、カケスカシラダカ、ヤマガラ、○シジュウカラ、ゴジュウカラ

イ 獣類

○ツキノワグマ、○ニホンジカ、○ニホンカモシカ(特別天然記念物)、○イノシシ、○タヌキ、○キツネ、イタチ、テン、アナグマ、○ニホンザル、ノウサギ、○ニホンリス、ムササビ

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

別表のとおり

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。
- 6 施設整備に関する事項
- ①特別保護地区用制札 2本

別表1 戸隠山（特別地区）（長野市戸隠）

【令和元年度】

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整を含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
イノシシ	水稲、果樹、野菜、豆類		15,416	20	1,347	340
ニホンジカ	〃		11,068	18	1,057	296
ハクビシン	水稲、果樹、野菜、豆類		5,892	35	346	32
ニホンザル	水稲、果樹、野菜、豆類		4,222	4	88	—
ツキノワグマ	果樹、トウモロコシ		2,735	30	35	3
カラス類	水稲、果樹、野菜		14,877	34	10	56
スズメ	水稲、雑穀、豆類		3,659	34	—	172
ムクドリ	果樹、豆類		2,280	34	—	46

【令和2年度】

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整を含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
イノシシ	水稲、果樹、野菜、豆類		9,070	24	568	185
ニホンジカ	〃		11,529	17	1,228	394
ハクビシン	水稲、果樹、野菜、豆類		6,105	33	380	24
ニホンザル	水稲、果樹、野菜、豆類		5,105	5	128	—
ツキノワグマ	果樹、トウモロコシ		2,735	26	40	1
カラス類	水稲、果樹、野菜		16,234	29	126	49
スズメ	水稲、雑穀、豆類		3,796	29	—	247
ムクドリ	果樹、豆類		3,438	29	—	54

【令和3年度】

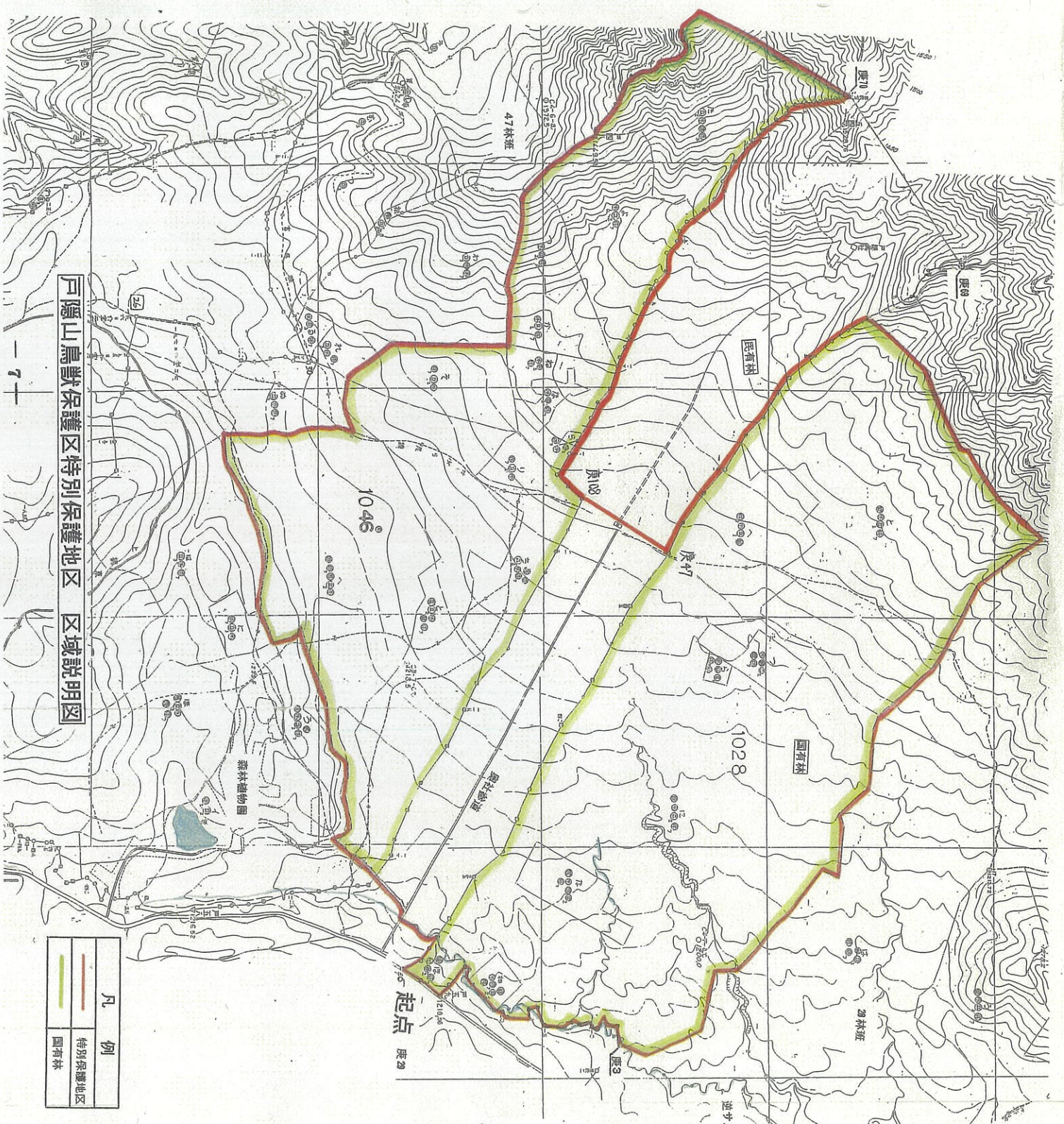
加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整を含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
イノシシ	水稲、果樹、野菜、豆類		9,584	20	550	175
ニホンジカ	〃		13,127	17	1,509	411
ハクビシン	水稲、果樹、野菜、豆類		6,243	10	314	18
ニホンザル	水稲、果樹、野菜、豆類		4,922	5	46	—
ツキノワグマ	果樹、トウモロコシ		1,780	24	24	2
カラス類	水稲、果樹、野菜		16,787	22	305	55
スズメ	水稲、雑穀、豆類		3,821	22	—	133
ムクドリ	果樹、豆類		3,036	22	—	78

注) (1)被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

(2)狩猟による捕獲数は、長野地域振興局管内全域の捕獲数

戸隠山鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見一覧

職名（団体名）	氏 名	賛否・意見
長野市長	荻原 健司	賛成
信越自然環境事務所長	酒向 貴子	賛成
北信森林管理署長	木村 敏宏	賛成
戸隠地区 住民自治協議会長	羽場 謙一	賛成
戸隠神社 宮司	水野 邦樹	賛成
戸隠地区 有害鳥獣対策協議会長	和田 正道	賛成
長野森林組合長	和 田 智	賛成
戸隠観光協会長	山口 輝文	賛成
長野地方猟友会 戸隠支部長	蔵之内 次幸	賛成
合計	9名	



巨陽山鳥獸保護区特別保護地区 区域説明図

凡 例	
—	特別保護地区
—	圆有林

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

1 名 称

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く）

2 区 域

茅野市米沢地籍（通称伊那丸台）の茅野市と諏訪市の市界と市道 I B1900 号線との交点を起点とし、同点から同市道を南東進し、カシガリ山へ通じる歩道との交点に至り、同点から同歩道を南進し、カシガリ山山頂に至り、同点から市道 I B1984 号線へ通じる歩道を南進し、市道 I B1984 号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道 I B1900 号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、作業道藤原唐沢線との交点に至り、同点から同作業道を西進し、作業道モツキ線との交点に至り、同点から同作業道を南西進し、林道米沢霧ヶ峰 1 号線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、通称消防道路との交点に至り、同点から同道路を西進し、茅野市と諏訪市の市界との接点に至り、同点から同市界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 800 ヘクタール）

3 存続期間

令和 5 年（2023 年）11 月 1 日から令和 10 年（2028 年）10 月 31 日まで（5 年間）

4 指定目的

当該地域は、上部を霧ヶ峰及び車山高原に接した、標高 1,100m から 1,770m に位置する地域で、林況はカラマツ壮齢林と広葉樹の天然林が混在し、地形も沢や尾根等の起伏に富んだ状態のため、希少猛禽類を含め、多様な鳥獣の生息に適した地域である。

しかし、当該地域の下流域ではニホンジカやイノシシ等による農作物被害が著しいことから、平成 25 年に鳥獣保護区を廃止し、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く）に指定した。

本計画においても引き続き、当該区域を狩猟においてニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、ニホンジカとイノシシに狩猟における捕獲圧をかけ管理を行いながら、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図ることを目的とする。

5 管理方針

狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とするとともに、狩猟期間外においては許可捕獲を行うことにより、農作物被害の軽減を図る。また、ニホンジカとイノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的を周知徹底し、ニホンジカとイノシシ以外の鳥獣の生息に著しい影響のないよう定期的な巡視及び看板の設置等により生息環境の保全を行う。

6 狩猟鳥獣捕獲禁止区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 800ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 800ha
 農耕地 -ha
 水 面 -ha <干潟 -ha>
 その他 -ha

イ 所有者別内訳

国有地 -ha

{ 国有林 { 林野庁所管 文部科学省所管 (以下所管省庁別に記載) 国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)	-ha	{ 制限林 普通林	-ha	{ 保安林 (土砂流出防備保安林) 砂防指定地 その他	-ha	-ha	-ha
	-ha		-ha		-ha	-ha	
	-ha		-ha		-ha	-ha	
	-ha		-ha		-ha	-ha	

地方公共団体有地 789ha

{ 都道府県有地 市町村有地等	-ha	789ha
	-ha	789ha

私有地等 11ha
 公有水面 - ha
 一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 -ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 -ha

{ 自然環境保全地域特別地域 自然環境保全地域普通地域	-ha	-ha
	-ha	-ha

自然公園法による地域 -ha

{ 特別保護地区 特別地域 普通地域	-ha	-ha
	-ha	-ha
	-ha	-ha

農振法による農業振興地域 -ha 農用地区域 -ha

文化財保護法による地域 -ha

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 区域の位置

当該地域は、標高 1,100m から 1,770m の区域で、上部は車山・白樺湖鳥獣保護区と隣接するとともに、霧ヶ峰を含む八島ヶ原鳥獣保護区とも接している区域である。

区域内には、沢や尾根が連続し、絶滅危惧種（Ⅱ類）のオオタカの営巣が確認される等の、多様な野生鳥獣の生息環境を有する地域である。

イ 地形、地質等

地形的には、南向きの斜面が多く、地質的には新生代第四紀層の安山岩等を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

林相としては、カラマツの壮齡林と広葉樹の天然林が混在しており、下層植生も豊かで、多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

鳥獣類は、下記のとおり多様な鳥獣が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○シジュウカラ、○ヒガラ、ヤマガラ、コガラ、○コゲラ、アカゲラ、アオゲラ、ホオジロ、カシラダカ、○カワラヒワ、マヒワ、ベニマシコ、クロツグミ、○キビタキ、オオルリ、○キジ、○ヤマドリ、○ヒヨドリ、○フクロウ、ノスリ、ハイタカ、カッコウ、ジョウビタキ、カケス、ウグイス 等

イ 獣類

○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○ニホンジカ、○イノシシ、○ニホンリス、○キツネ、○テン、ノウサギ、イタチ、タヌキ、アナグマ 等

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域においては、ニホンジカ及びイノシシによる農業被害が発生している。なお、当該地域が存在する茅野市における被害状況及び捕獲許可件数は以下のとおりである。

当該地域の農林水産物の被害状況(茅野市)

令和元年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、豆類、野菜、果樹、雑穀	カラマツ、モミ	19,487	1	1,003	192
ニホンザル	豆類、果樹、野菜、いも類		788	0	0	
ハクビシン	果樹、野菜		3,639	13	6	3
タヌキ	果樹、野菜、いも類		1,258	3	18	3
カモシカ	稲、豆類、雑穀、果樹他		876	1	0	
イノシシ	稲、果樹、野菜、イモ類		843	4	9	17
ツキノワグマ	果樹、野菜		408	0	0	0
その他獣類	果樹、野菜、いも類他		577	9	20	8
カラス類	稲、果樹、野菜		2,657	4	6	2
サギ類	稲		155	0	0	0
その他鳥類	稲、果樹、野菜		217	0	0	0

※被害金額、捕獲数は茅野市の合計

令和2年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、野菜、雑穀	カラマツ、モミ	20,042	1	1,402	116
ニホンザル	豆類、果樹、野菜、いも類		870	1	0	
ハクビシン	果樹、野菜		3,625	16	24	0
タヌキ	果樹、野菜、いも類		1,273	4	22	5
カモシカ	稲、豆類、雑穀、果樹他		934	1	0	
イノシシ	稲、果樹、野菜、イモ類		799	3	4	1
ツキノワグマ	果樹、野菜		225	0	0	0
その他獣類	果樹、野菜、いも類他		582	4	41	1
カラス類	稲、果樹、野菜		2,731	2	8	0
サギ類	稲		124	0	0	0
その他鳥類	稲、果樹		222	0	0	0

※被害金額、捕獲数は茅野市の合計

令和3年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、野菜、雑穀、飼料作物	カラマツ、モミ	19,982	1	1,489	173
ニホンザル	豆類、果樹、野菜、いも類		956	1	0	
ハクビシン	果樹、野菜		3,709	15	11	0
タヌキ	果樹、野菜、いも類		1,304	5	24	6
カモシカ	稲、豆類、雑穀、果樹他		956	1	0	
イノシシ	稲、果樹、野菜、イモ類		749	3	1	5
ツキノワグマ	果樹、野菜		231	0	0	0
その他獣類	果樹、野菜、いも類他		630	6	63	0
カラス類	稲、果樹、野菜		2,805	1	0	0
サギ類	稲		124	0	0	0
その他鳥類	稲		217	0	0	0

※被害金額、捕獲数は茅野市の合計

8 指定及び維持管理に要する経費に関する事項

- ① 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札 7 本
- ② その他(補助板) 10 枚

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域 利害関係者意見一覧

職名（団体名）	氏名	賛否・意見
茅野市長	今井 敦	賛成
茅野市農業委員会会長	牛山 義登	賛成
北大塩区長	前島 冬樹	賛成
北大塩財産区総代	前島 久登	賛成
塩沢区長	江尻 昌広	賛成
塩沢財産区総代	五味 克也	賛成
諏訪森林組合長	藤森 良隆	賛成
信州諏訪農業協同組合長	小松 八郎	条件付き賛成 （意見）農産物への鳥獣被害は農家所得の減少に大きく影響するため、更なる捕獲頭数増を要望します。
諏訪東部漁業協同組合長	矢島 孝昭	賛成
ちの観光まちづくり推進機構	山本 活夫	賛成
諏訪猟友会茅野支部長	近藤 重	賛成
日本野鳥の会諏訪支部長	杉山 直	賛成
合計	12名	

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域図

S=1/50,000

